第4号様式(第10条関係)

≪申告書 記載例≫

受付印

三重県への搬入が1，000トン未満の場合は、申告不要です。帳簿の記載と保存(5年間)をお願いします。

令和**5**年 **7**月 **6**日

三重県
津総合県税事務所長 宛て

※処理事項	発信年月日		精査検算
	通信日	確認印	

法人本社の所在地、名称等を記入

申告者	住所又は所在地	**〒XXX-XXXX** **三重県津市広明町XX** (**電話 059**-000-0000)
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	**株式会社 ○□△ 代表取締役 三重 太郎**
	個人番号又は法人番号	**1234567890123**
	事業所の名称及び所在地	**〒000-0000 津市桜橋X－XXX－XX** **株式会社 ○□△ ○○工場**
	担当	**本社総務部 総務課 三重 一郎** (電話 **059**-000-0000)

国税庁から割り当てられた番号を記入

申告対象の事業所所在地等を記入

この申告書の内容について応対できる方を記入

産業廃棄物税 申告書 / 修正申告書

課税期間	**令和 4** 年 **4** 月 **1** 日から **令和 5** 年 **3** 月 **31** 日まで		
区分	課税標準量	税率	税額
申告納付 申告	**6,415.34505** トン	1，000円	**6,415,300** 円
申告納付 納付年月日	**令和 5** 年 **7** 月 **27** 日		
修正申告納付 修正申告①	トン	1，000円	円
修正申告納付 当初申告②	トン	1，000円	円
修正申告納付 修正申告書による納付すべき税額 ①－②			円
修正申告納付 納付年月日	年 月 日		

納付予定日を記入、未定なら空欄可

100円未満は切り捨て

注１　この申告書又は修正申告書は、三重県産業廃棄物税条例（以下「条例」という。）第12条に規定する申告書又は第13条第２項に規定する修正申告書を提出する場合に使用してください。
２　この申告書又は修正申告書には、別表１及び別表２（条例第７条第２項に規定する要件に該当する場合に限る。）を添付してください。
３　※印の欄は、記載しないでください。
４　「事業所の名称及び所在地」の欄における「事業所」とは、三重県産業廃棄物税条例施行規則第３条に規定する事業所をいいます。
５　「課税標準量」の欄には、トン未満の端数を処理しないで、別表１の「合計　③(①＋②)」の欄の重量と別表２の「合計　③(①＋②)」の欄の重量を合計した重量を記載してください。
６　「税額」の欄に記載すべき数値に100円未満の端数金額があるときは、その端数を切り捨ててください。

（規格Ａ４）

別表1

≪別表1　記載例≫

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	株式会社 O□△　代表取締役　三重　太郎
課税期間	令和　4年　4月　1日から　令和　5年　3月31日まで

課税標準に関する明細書

端数は処理しないでそのまま

搬入先	施設の区分	産業廃棄物の種類	重量Ⓐ（小数点以下三位未満切捨て）	処理係数Ⓑ	課税標準Ⓒ(Ⓐ×Ⓑ)
最終処分場への搬入		燃え殻	1,000.000 トン		1,000.0000 トン
		汚泥	1,500.000 トン		1,500.0000 トン
		混合廃棄物（汚泥）	1,000.000 トン		1,000.0000 トン
			トン		トン
			トン		トン
			トン		トン
			トン		トン
	小計		①		3,500.0000 トン
中間処理施設（再生施設等を除く。）への搬入	破砕 施設	混廃（廃プラ）	1,800.000 トン	1.00	1,800.0000 トン
	焼却 施設	木くず	555.550 トン	0.10	55.5550 トン
	施設		トン		トン
			トン		トン
			トン		トン
			トン		トン
	施設		トン		トン
	小計		②		1,855.5550 トン
合計			③(①+②)		5,355.5550 トン

※混合廃棄物は、混入率の一番高いものひとつを必ず記入する。

マニフェストに記載されたとおりの内容を転記する。

再生施設等への搬入（重量Ⓐの欄は小数点以下三位未満切捨て）				
	名称	株式会社　O□△興産		
	所在地	四日市市新正X－XX－X		
	産業廃棄物の種類	がれき類	重量Ⓐ	444.444 トン
	名称	株式会社　O□△興産		
	所在地	伊賀市四十九町XXXX		
	産業廃棄物の種類	がれき類	重量Ⓐ	222.222 トン
	名称			
	所在地			
	産業廃棄物の種類		重量Ⓐ	トン
	名称			
	所在地			
	産業廃棄物の種類		重量Ⓐ	トン

注１　「産業廃棄物の種類」の欄には、三重県産業廃棄物税条例施行規則第５条の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載してください。

２　「施設の区分」の欄には、処分業の許可に係る事業の範囲に応じた施設の区分を記載してください。

３　「重量Ⓐ」の欄には、小数点以下三位未満の端数を切り捨てて記載してください。また、「課税標準Ⓒ(Ⓐ×Ⓑ)」の欄は、端数を処理しないで記載してください。

４　「処理係数Ⓑ」の欄には、三重県産業廃棄物税条例（以下「条例」という。）第７条第１項第２号の表の下欄に掲げる処理係数を記載してください。ただし、条例第８条第１項に規定する知事が適当であると認めたときは、「特例適用」と記載してください。

５　「再生施設等への搬入」の欄には、条例第８条第２項に規定する再生施設等に搬入した場合のみ記載してください。

（規格Ａ４）

別表2

≪別表2（㎥計算） 記載例≫

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	株式会社 ○□△　代表取締役　三重　太郎
課税期間	令和 4 年 4 月 1日から　令和 5 年

（注意）
別表2は、重量（トン）の計測が困難な場合で、容量（㎥）の計測が行われている場合にのみ提出する。トンが分かっている場合は使用しない。

課税標準に関する明細書

搬入先	施設の区分	産業廃棄物の種類	容量Ⓐ（小数点以下二位未満切捨て）	換算係数Ⓑ	換算して得た重量Ⓒ(Ⓐ×Ⓑ)	Ⓓ	Ⓔ
最終処分場への搬入		汚泥	450.50 ㎥	1.10	495.550 トン		495.5500 トン
			㎥		トン		トン
			㎥		トン		トン
			㎥		トン		トン
			㎥		トン		トン
			㎥		トン		トン
			㎥		トン		トン
	小計				①		495.5500 トン
中間処理施設（再生施設等を除く。）への搬入	混錬造粒施設	汚泥	502.93 ㎥	1.1	553.2230 トン	1.00	553.2230 トン
	焼却 施設	木くず	200.31 ㎥	0.55	110.1705 トン	0.10	11.01705 トン
	施設		㎥		トン		トン
			㎥		トン		トン
			㎥		トン		トン
			㎥		トン		トン
	施設		㎥		トン		トン
	小計				②		564.24005 トン
合計					③(①+②)		1,059.79005 トン

マニフェストに記載されたとおりの内容を転記する。

端数は処理しないでそのまま

再生施設等への搬入（容量Ⓐの欄は小数点以下二位未満切捨て）						
	名称	○□△リサイクル　株式会社				
	所在地	津市桜橋X－XXX－XX			産業廃棄物の種類	木くず
	容量Ⓐ	350.55 ㎥	換算係数Ⓑ	0.55	換算して得た重量Ⓒ(Ⓐ×Ⓑ)	192.8025 トン
	名称	○□△産業　株式会社				
	所在地	鈴鹿市西条X－XXX			産業廃棄物の種類	ばいじん
	容量Ⓐ	483.55 ㎥	換算係数Ⓑ	1.26	換算して得た重量Ⓒ(Ⓐ×Ⓑ)	609.2730 トン
	名称					
	所在地				産業廃棄物の種類	
	容量Ⓐ	㎥	換算係数Ⓑ		換算して得た重量Ⓒ(Ⓐ×Ⓑ)	トン
	名称					
	所在地				産業廃棄物の種類	
	容量Ⓐ	㎥	換算係数Ⓑ		換算して得た重量Ⓒ(Ⓐ×Ⓑ)	トン

注１　「産業廃棄物の種類」の欄には、三重県産業廃棄物税条例施行規則（以下「規則」という。）第５条の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載してください。

２　「施設の区分」の欄には、処分業の許可に係る事業の範囲に応じた施設の区分を記載してください。

３　「容量Ⓐ」の欄には、小数点以下二位未満の端数を切り捨てて記載してください。また、「換算して得た重量Ⓒ(Ⓐ×Ⓑ)」の欄及び「課税標準Ⓔ（Ⓒ×Ⓓ）」の欄には、端数を処理しないで 記載してください。

４　「換算係数Ⓑ」の欄には、規則第５条の表の下欄に掲げる換算係数を記載してください。

５　「処理係数Ⓓ」の欄には、三重県産業廃棄物税条例（以下「条例」という。）第７条第１項第２号の表の下欄に掲げる処理係数を記載してください。ただし、条例第８条第１項に規定する知事が適当であると認めたときは、「特例適用」と記載してください。

６　「再生施設等への搬入」の欄には、条例第８条第２項に規定する再生施設等に搬入した場合のみ記載してください。

（規格Ａ４）